

長野県中学校総合体育大会 合同チーム参加規程【R5.5.11版】

第1条 趣旨

「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」の趣旨に準拠し、長野県中学校体育連盟では、勝利至上主義のためのチーム編成ではなく、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成ができないことへの救済措置として、合同チームでの大会参加を認めることとする。

尚、合同チームで参加する場合は下記の条件を満たしていることが必要である。

第2条 編成の条件

- (1) 合同チームの編成を希望するそれぞれの学校において、**学校教育活動計画に基づき、原則として部が設置され活動していること。**
- (2) 合同チームの各校は、長野県中学校体育連盟に加盟していること。
- (3) 合同チームは、地区中体連内で編成する。郡市予選会を実施する競技においては郡市中体連内で編成する。

※地区大会中（郡市予選会を含む）に新たな構成メンバーを加えることはできない。県総合体育大会に勝ち進んだ場合も同様とする。

<編成上の配慮事項>

直近の中体連主催大会において承認された合同チーム編成は、次大会も同チームによる編成希望がある場合には、継続についてその都度配慮する。その場合においても第5条に従って手続きを行うこと。

※直近および次大会とは、同年度内の夏季大会と新人大会、または前年度の新人大会と次年度の夏季大会のことを指す。

第3条 合同チーム承認競技

個人種目のない以下の7競技に限る。〔全国大会参加規程に準じる〕

- ①バスケットボール（5） ②サッカー（11） ③バレーボール（6） ④軟式野球（9）
⑤ソフトボール（9） ⑥ハンドボール（7） ⑦アイスホッケー（11）

※但し、（ ）内の人数を下回った場合原則として、合同チームを編成できる。

人数を満たしている場合でも、学校長が教育的配慮で合同チームの必要があると判断した場合は、申請することができる。

第4条 合同チーム編成の特例

編成していく過程で他の学校との合同が困難であると、当該中体連・専門部が判断した場合は、特例として他チームから選手を借りての合同チーム編成を認める。ただし、両チームの生徒、保護者、関係者の意向を尊重し、了解を得ること。

第5条 編成の手続き

- (1) 合同チーム編成希望する学校の校長は、教育上、合同チーム編成が必要であるとの判断のもと、郡市代表の県中体連理事へ、合同チーム編成希望を申し出る。
- (2) 郡市代表の県中体連理事は、郡市内の合同チーム編成希望の集約と調整を行う。その結果を踏まえ、郡市中学校体育連盟で審議・判断する。郡市をまたいだ編成の必要がある場合は、地区中体連会長や当該郡市の県中体連理事との連絡調整を行い、地区中体連で審議・判断する。
- (3) 郡市（地区）中学校体育連盟の判断を受け、学校長は他中学校への合同チーム編成の働きかけを行うことができる。
- (4) 合同チームを編成することに学校長間で合意がされた場合、当該校の校長は**地区**中学校体育連盟会長に「合同チーム大会参加承認申請書」（様式イ）を提出する。
- (5) 承認の可否については該当の**地区**中学校体育連盟会長が速やかに行う。
- (6) 承認となった場合、**地区**中学校体育連盟会長は「合同チーム大会参加受諾書」（様式ロ）を当該校に交付する。併せて県中学校体育連盟会長に「合同チーム大会参加受諾書」の写しを送付する。また、地区専門委員長及び県専門委員長に連絡する。

第6条 チーム名

- (1) チーム名は校名連記とする。
- (2) 校名の順番は、当該校で話し合い定める。

第7条 ユニフォーム

- (1) 保護者の経済的負担及びチームの継続性等を考慮し、原則として合同チームでユニフォームを新調しない。
- (2) 大会開催要項に合同チームのユニフォームについて、該当競技において特別規程を明記する。
[特別規程例] いずれか1校のユニフォームを利用する、各校のユニフォームを使用する等

第8条 引率並びに監督

合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員※・適切であると学校長が認めた外部指導者が当たるものとする。

但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

※ ここでいう「部活動指導員」は学校教育法施行規則第78条の2に示されているものをいう。

第9条 大会申込み

合同チームの大会申込みは、それぞれの学校より自校の生徒についての大会申込書を提出するものとする。

その他

合同チーム編成にあたり、本規程に沿わない形態での編成希望や、判断が難しい場合には、郡市中学校体育連盟から本連盟会長へ申し出ることにより、本連盟理事会（場合により常任委員会）の審議対象となる。

◎付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年	4月14日	一部改正
平成19年	4月16日	一部改正
平成24年	2月24日	一部改正
平成25年	10月24日	一部改正
平成30年	5月15日	一部改正
平成31年	2月22日	一部改正
令和 3年	5月13日	一部改正
令和 5年	5月11日	一部改正